

# 登山に関する安全対策について

スポーツ課

## 通知による安全指導

- 平成 28 年 2 月 24 日付けスポーツ庁「連休登山の事故防止について」通知を受け、3 月 31 日付けで同名にて市町村（学校組合）教育委員会、公私立高等学校及び関係機関あて通知。

### 【主な内容】

- 天候に関する不適切な判断、不十分な装備、体力的に無理な計画の立案などに起因する遭難事故が発生し、例年、死亡・行方不明者の比率も比較的高いことから、事故防止について万全の措置が必要なこと。

- 4 月 26 日付けスポーツ庁「水泳等の事故防止について」の通知を受け、5 月 24 日付けで「水泳、登山等の野外活動における事故防止及び熱中症の予防等について」を公私立学校あて通知。

### 【主な内容】

- 学校、団体等において登山を実施する場合、引率指導者については、必ず登山経験の豊富な者（登山案内人、医師、看護師など）複数を同行させること。

- 11 月 30 日付けで「スキー、スケート及び冬山登山等の事故防止について」を公私立学校及び関係機関あて通知。

### 【主な内容】

- 高校生及び高等専門学校生以下については、原則として冬山登山を行わないよう指導すること。

- 11 月 28 日付けスポーツ庁「冬山登山の事故防止について」の通知を受け、12 月 13 日付けで同名にて市町村（学校組合）教育委員会、公私立高等学校及び関係機関あて通知。

### 【主な内容】

- 高校生及び高等専門学校生（1 年生から 3 年生まで）以下については、原則として冬山登山を行わないよう指導すること。

- 平成 29 年 3 月 27 日付けスポーツ庁「冬山登山の事故防止に関する緊急通知について」の通知を受け、3 月 29 日付けで同名にて市町村（学校組合）教育委員会、公私立学校及び関係機関あて通知。

### 【主な内容】

- 高校生及び高等専門学校生（1 年生から 3 年生まで）以下については、原則として冬山登山を行わないよう改めて指導すること。
- 関係機関及び団体と密接な連携のもと、従来 of 活動について改めて点検し、事故防止の徹底を図るよう十分配慮すること。

写

県立大学長  
県立短期大学長  
県立高等学校長  
県立特別支援学校長  
県立高等学校附属中学校長  
県立幼稚園長

様

長野県教育委員会教育長  
長野県県民文化部長

スキー、スケート及び冬山登山等の事故防止について (通知)

スキー、スケート及び冬山登山等のシーズンを控え、事故防止の指導に万全を期していただいているところでありますが、それぞれの活動は重大な事故につながる危険があります。

つきましては、別紙「スキー、スケート及び冬山登山等の事故防止の留意点」の記載事項に留意の上、関係機関及びスキー、スケート、登山等の関係諸団体の協力を求め、地域の実情に即した適切な措置をとり、事故災害を未然に防止するよう周知徹底をお願いします。

なお、この通知の発出に伴い、平成 10 年 12 月 18 日付け 10 教体第 231 号教育長、総務部長、商工部長、警察本部長通知「スキー、スケート及び冬山登山の事故防止について」を廃止します。

教育委員会事務局スポーツ課 学校体育係  
(課長) 小野沢 弘夫 (担当) 中島 秀明  
電話 : 026-235-7448  
FAX : 026-235-7476  
メール : sports-ka@pref.nagano.lg.jp

県民文化部私学・高等教育課 私学係  
(課長) 青木 淳 (担当) 澤邊 翔太  
電話 : 026-235-7058  
FAX : 026-235-7499  
メール : shigaku@pref.nagano.lg.jp

第1 児童・生徒が参加するスキー、スケート、登山等を学校及び関係団体等で実施する際の留意点

- 1 参加者の年齢、体力、技能、経験等に応じて、ゆとりを持った計画を立てること。その際、過去の事故例を十分調査して、最も安全な計画となるよう配慮し、事故防止に万全を期すこと。特に、低学年児童の活動については、事前に十分な指導及び現地視察を行うこと。
- 2 不測の事故の対策については、事前に十分な検討を加え、緊急時における行動や分掌等を明確にし、慎重かつ冷静な処置が取れるようにすること。なお、指導者は救急法等に習熟するよう研修に努めること。
- 3 指導に当たっては、規則やマナーを厳守させることはもとより、野外における直接体験をとおして、危険予知や危険回避等安全に対する能力を育成するよう十分に配慮すること。
- 4 救急態勢を整え、救急用具や薬品等の準備に万全を期すとともに、万一の事故に備え損害賠償保険等に加入すること。
- 5 気象状況には常に細心の注意を払い、冷静な判断の下に的確な行動を取ること。

第2 種目別注意事項

1 スキー・スノーボード

- (1) 緩斜面の滑走から始め、危険なコースやコース外及び立入禁止区域には立ち入らせないこと。
- (2) スキー場については、事前に地形、環境、積雪、雪質などの十分な調査を行い、適切な場所を選定すること。
- (3) 服装は、防寒と発汗に十分な配慮をしたものにするるとともに、転倒した際に危険でないものを身に付けさせ、傷害防止のため帽子・手袋等は欠かさないこと。
- (4) 気象条件、視界、雪質等の状況に常に細心の注意を払い、状況に応じた滑り方をするなど事故防止に万全を期すとともに、状況によっては滑降を中断する等の措置をとること。
- (5) 近年、スノーボードによる事故が多くなっているため、個々の能力に合った滑走をさせ、事故のないよう、指導にあたっては十分配慮すること。
- (6) 指導者は、周囲の滑降・滑走者との間隔をとらせ、段階的な指導を十分に行うとともに、安全な転倒方法も練習計画の中に取り入れること。また滑降・滑走終了時刻を厳守させ、疲労等による事故防止に十分注意すること。
- (7) 参加者には、スキー場におけるルールを守らせるとともに、衝突・転倒等による頭部外傷の軽減のためにヘルメットを着用させることが望ましい。また、常に周囲に気を配り、無謀な滑降・滑走は絶対にしないようにするなど、常に安全を心掛けさせること。
- (8) 指導者は、初心者やスキー操作の未熟な者、基礎体力の不足する者等に対し、特に段階的な指導を十分に行うこと。

2 スキーツアー

- (1) スキーツアーのコースについては、事前に現地調査を行い、能力、経験等に適した安全なコースを選び、無理のない計画を立てること。
- (2) 指導者を中心に統制ある行動を取り、速度はスキー技術の未熟な者を基準にし、常に異常の有無を確認すること。
- (3) 気象状況を的確に把握し、途中で天候が急変したときは引き返すなど、慎重かつ冷静に、正しい判断の下で機敏な行動を取ること。
- (4) 服装は、気象の変化に対応できるような防寒具を準備すること。
- (5) ワックス、シール等の個人携行品のほか、ロープ、スコップ、スキー修理用具、地図、磁石、救急薬品、非常用食糧等を用意すること。

3 歩くスキー

- (1) 歩くスキーのコースについては、事前に現地調査を行い、能力、経験、目的等に適した安全なコースを選び、無理のない計画を立てること。
- (2) 歩く速さは、目標地点まで慎重に検討し、余裕を持たせ、同一テンポの合理的な歩行に心掛けること。

また、団体で行動する場合は、スキー技術の未熟な者、体力の不足する者を基準にし、事故防止に十分注意すること。

- (3) 歩くスキーの用具は、身体、能力に合った安全性の高い専用のものを使用し、常に装備の点検を怠らないこと。
- (4) 服装は歩き易く、防寒と発汗に十分配慮をしたものにするとともに、着脱の簡単な衣服でこまめに体温調節を図ること。
- (5) ワックス、シール等の個人携行品のほか、目的に応じてスキー修理用具、地図、磁石、救急薬品、非常用食糧等を用意すること。

#### 4 スケート

- (1) スケート場を設置するときは、地元警察署及び関係者の協力を求め、地域の実情に即したスケート場使用規定を設けるなどして、安全管理に万全を期すこと。
- (2) スケート場の使用に当たっては、次の事項を事前に調査し、安全の確認をすること。
  - ア 氷の状態に細心の注意を払い、特に気温が高いときは、十分に注意する。
  - イ 氷の厚さは、環境条件により異なるが、10cm以上あることが望ましい。
  - ウ 危険な箇所には、赤旗、ロープ等の標識を用いて、滑走禁止区域を明示すること。
  - エ スケート場には、はしご、さお、浮袋、のこぎり、ハンマー、ロープ等の救急用具、薬品等を常備しておき、直ちに使用できるようにしておくこと。
- (3) 滑走中は、規律ある行動を取り、一度に大勢の者がリンクに入ったり1箇所に集まったりしないよう注意すること。
- (4) 氷が割れて水中に落ちた場合の処置、救急方法を十分理解しておくこと。
- (5) 発汗の処置、手袋及び帽子の着用等健康管理に留意し、また、リンク上のルールについても十分徹底し、危険な滑走をしないよう注意すること。

#### 5 冬山登山

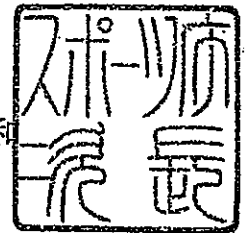
- (1) 高校生及び高等専門学校生以下については、原則として冬山登山を行わないように指導すること。
- (2) 大学生等が冬山登山を行う場合、以下の点に留意するように指導すること。
  - ア 長野県登山安全条例で指定登山道を通行するときは、登山計画書の提出を義務付けているので、必ず提出すること。なお、指定登山道以外であっても登山計画書の提出が迅速な救助につながることから、提出することが望ましい。また、登山計画書の提出方法は、学校及び関係者が、ながの電子申請又は日本山岳ガイド協会が運営する「コンパス」等によることを推奨する。
  - イ 長野県警察ホームページ「冬山情報」等から最新の情報を確認した上で、登山規制を厳守し、特に冬山情報にある「雪崩・スリップ危険箇所」には十分な装備で経験豊かな者以外は入山しないこと。
  - ウ 冬の低気圧は、移動速度が速く、しかも急速に発達する機会が多いので、気象の変化に細心の注意を払い、慎重かつ冷静な判断の下に行動すること。
  - エ 常に最悪の状態を予測し、あらゆる事態の変化に対応できる体力、技能及び装備を備えること。
  - オ 体力、経験及び技能に応じた山を選び、無謀な登山は行わないこと。
  - カ 単独登山は絶対にしないこと。
  - キ 冬山登山は、十分基礎訓練を積んだのち行うこと。
  - ク 登山計画を立てるときは、体力・技術の低い者を基準にし、予備・停滞日を考慮した余裕のある日程を組むこと。また、万一来て備えて、救援態勢を整えてから入山すること。
  - ケ 常に全員の健康状態を観察し、病気や疲労している者がいるときは、日程変更するなど無理のない日程にすること。
  - コ 山小屋や避難小屋は、冬山では大部分が閉鎖しているので、事前に開設状況を確認するほか無理のない日程に配慮すること。
  - サ 気象情報等の入手、通信手段の確保のため、ラジオやトランシーバーを携行して万一来備えるほか、他のパーティーの事故等については、救助に可能な限り協力すること。なお、トランシーバーによる交信は、必要な場合以外は行わないこと。

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会教育長  
各国立大学法人学長  
各公私立大学長  
各公私立短期大学長  
各国立大学法人附属高等学校長  
各公私立高等専門学校長  
公益財団法人全国高等学校体育連盟会長



殿

スポーツ庁 次長  
高橋 道 和



(印影印刷)

### 冬山登山の事故防止について（通知）

登山事故の防止については、例年関係方面の御協力をいただいているところですが、冬山登山においては依然として多くの遭難事故が発生しています。

冬山登山は、自然現象の影響を受けやすく、しばしば悲惨な事故を招いており、事故防止について万全の措置が必要です。

また、火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があります。登山する山が火山の場合には、気象庁や各都道府県等が発表している最新の情報を入手し、十分に注意する必要があります。

つきましては、別紙「冬山登山の警告」を関係機関・団体及び関係者に周知の上密接な協力の下に、この趣旨を登山者に周知徹底され、事故防止に万全を期されるよう御配慮願います。

また、高校生及び高等専門学校生（1年生から3年生ままで）以下については、原則として冬山登山は行わないよう御指導願います。

なお、各都道府県知事におかれては、域内の市区町村及び所轄の私立高等学校に、各都道府県教育委員会教育長におかれては、域内の市区町村教育委員会、所轄の公立高等学校及び都道府県山岳団体に対して周知されるよう御配慮願います。

さらに、各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、登山活動に関連する部局・課に周知されるとともに、市区町村及び市区町村教育委員会に通知する際に、市区町村の関連各課にも周知が徹底されるよう御配慮願います。

担当 健康スポーツ課

電話 03-5253-4111（内線 3939）



28教ス第192号  
平成28年(2016年)12月13日

市町村(学校組合)教育委員会教育長  
公立高等学校長様

長野県教育委員会教育長

冬山登山の事故防止について(通知)

登山事故の防止については、ご配慮をいただいているところですが、この度、別添(写)のとおりスポーツ庁次長から通知がありました。

については、関係機関及び団体と密接な協力のもと、実状に即した適切な措置をとり、事故防止の徹底を図るよう十分ご配慮願います。

なお、高校生以下の生徒については、原則として冬山登山を行なわないようご指導願います。

また、市町村(学校組合)教育委員会におかれましては、市町村の関連各課にも周知が徹底されますようご配慮願います。

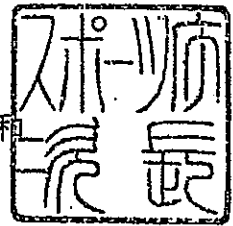
担当	スポーツ課 学校体育係
	課長 小野沢弘夫 担当 中島秀明
TEL	026-235-7448
FAX	026-235-7476
E-mail	sports-ka@pref.nagano.lg.jp



28ス庁第741号  
平成29年3月27日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会教育長  
各国立大学法人学長  
各公私立大学長 殿  
各公私立短期大学長  
各国立大学法人附属高等学校長  
各国公私立高等専門学校長  
公益財団法人全国高等学校体育連盟会長

スポーツ庁次長  
高橋 道 和



(印影印刷)

冬山登山の事故防止に関する緊急通知について (通知)

本日3月27日、栃木県那須温泉ファミリースキー場の付近で雪崩が発生し、栃木県高等学校体育連盟主催の春山安全登山講習会に参加していた栃木県内の高等学校の生徒及び教員が巻き込まれるという痛ましい事故が発生しました。

冬山登山は、自然現象の影響を受けやすく、しばしば悲惨な事故を招いており、事故防止について万全の措置が必要です。まだ積雪が残るこれからの時期は最新の気象状況を適切に把握し対応するなど、特に雪崩の発生に対する注意喚起をお願いします。

また、「冬山登山の事故防止について(通知)」(平成28年11月28日付け28ス庁第422号)で周知しているように、高校生及び高等専門学校生(1年生から3年生まで)以下については、原則として冬山登山は行わないよう改めて御指導願います。

なお、各都道府県知事におかれては、域内の市区町村及び所轄の私立高等学校に、各都道府県教育委員会教育長におかれては、域内の市区町村教育委員会、所轄の公立高等学校及び都道府県山岳団体に対して周知されるよう御配意願います。

さらに、各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、登山活動に関連する部局・課に周知されるとともに、市区町村及び市区町村教育委員会に通知する際に、市区町村の関連各課にも周知が徹底するよう御配意願います。

担当 健康スポーツ課  
電話 03-5253-4111 (内線3939)



28 教入第 265 号

平成 29 年 (2017 年) 3 月 29 日

公立高等学校長  
県立高等学校附属中学校長 様

長野県教育委員会教育長

冬山登山の事故防止に関する緊急通知について (通知)

登山事故の防止については、日頃からご配慮いただいているところですが、この度、別添 (写) のとおりスポーツ庁次長から通知がありました。

については、関係機関及び団体と密接な協力のもと、従来の活動について改めて点検し、事故防止の徹底を図るよう十分ご配慮願います。

なお、通知に記載のとおり、高校生及び高等専門学校生 (1 年生から 3 年生まで) 以下については、原則として、冬山登山は行わないようご指導願います。

平成 28 年 12 月 13 日付け 28 教入第 192 号にて通知した「冬山登山の事故防止について (通知)」 (写) を改めて添付します。

担当	スポーツ課 学校体育係
	課長 小野沢弘夫 担当 中島秀明
TEL	026-235-7448
FAX	026-235-7476
E-mail	sports-ka@pref.nagano.lg.jp





28 教ス第 265 号

平成 29 年 (2017 年) 3 月 29 日

市町村 (学校組合) 教育委員会教育長 様

長野県教育委員会教育長

冬山登山の事故防止に関する緊急通知について (通知)

登山事故の防止については、日頃からご配慮いただいているところですが、この度、別添 (写) のとおりスポーツ庁次長から通知がありました。

つきましては、関係機関及び団体と密接な協力のもと、従来 of 活動について改めて点検し、事故防止の徹底を図るよう十分ご配慮願います。

また、所管の学校に対して周知されると共に、市町村の関係各課にも周知が徹底されますようご配慮願います。

なお、通知に記載のとおり、高校生及び高等専門学校生 (1 年生から 3 年生ままで) 以下については、原則として、冬山登山は行わないようご指導願います。

平成 28 年 12 月 13 日付け 28 教ス第 192 号にて通知した「冬山登山の事故防止について (通知)」 (写) を改めて添付します。

担当	スポーツ課 学校体育係
	課長 小野沢弘夫 担当 中島秀明
TEL	026-235-7448
FAX	026-235-7476
E-mail	sports-ka@pref.nagano.lg.jp